

## 規制の事後評価書(要旨)

政策の名称	移動電気通信役務を提供する電気通信事業者等についての禁止行為の制定
担当部局	総務省 総合通信基盤局 料金サービス課 <span style="float: right;">電話番号: 03-5253-5845 e-mail: tariff-policy.mobile@soumu.go.jp</span>
評価実施時期	令和6年2月
事前評価時の想定との比較	<p>【課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響の発現の有無】 事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じていない。</p> <p>【事前評価時におけるベースラインの検証】 事前評価時においては、携帯電話分野は、携帯電話事業者の電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある端末代金の補助等や過度の期間拘束契約により、法が想定していた通信サービス面での競争が十分に機能しないという課題が生じており、規制を実施しない場合には競争が十分に進まない可能性があることを想定していたところ、事前評価後、現時点においては課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響及び想定外の影響は生じておらず、ベースラインに変更はない。</p> <p>【規制(緩和)を継続する必要性】 規制の事前評価後、現時点においては当該規制の必要性に大きく影響を与えるような社会経済情勢や科学技術の変化は特段認められず、電気通信事業者間の適正な競争環境の実現のためには、引き続き当該規制は必要である。</p>
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	<p>【「遵守費用」の把握】 [事前評価時の測定指標] 事前評価時点において想定していたとおり、電気通信事業者は、今般禁止された行為に該当しないようサービス設計をすることが求められるが、既存のサービス設計の枠組みの中で対応することが可能であるため、電気通信事業者に追加的な遵守費用は発生していない。</p> <p>[遵守費用] 新たな遵守費用は発生していない。</p> <p>[費用推計との比較] 事前評価時点と乖離はない。</p> <p>【「行政費用」の把握】 [行政費用] 事前評価時において想定していたとおり、携帯電話事業者による新たな規律の違反行為を是正する必要が生じるが、これまでも携帯電話事業者において不適切な行為があった場合は指導等を行っており、既存の枠組みの中で対応することが可能であるため、追加的な行政費用は発生していない。</p> <p>[費用推計との比較] 事前評価時点と乖離はない。</p>

	<p><b>【効果(定量化)の把握】</b></p> <p><b>[効果]</b>  2019年以前のモバイル市場においては、人気端末の購入に対する過度な利益提供による利用者の誘引や行き過ぎた囲い込み契約が横行しており、通信サービスの適正な競争が阻害され、携帯電話料金が高止まりしていた。こうした状況を是正するため、電気通信事業法の一部を改正する法律(令和元年法律第5号。以下「改正法」という。)が同年10月に施行され、次の規律が導入された。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(i) 通信料金と端末代金の完全分離(上限2万円規制等)  端末の購入等を条件とする通信料金の割引の禁止、通信サービスと端末のセット購入を行う際の利益の提供の上限を2万円と定めた。</li> <li>(ii) 行き過ぎた囲い込みの禁止(2年超の期間拘束契約、1,000円超の違約金等の禁止)  2年超の期間拘束契約の禁止、1,000円超の違約金設定の禁止、1年あたり1月分を超える継続利用割引の禁止等を定めた。</li> </ul> <p>規制事前評価時においては、本規制導入によって電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある端末代金の補助等や過度の期間拘束契約が禁止された場合、利用者が料金プランを理解した上で自らのニーズに沿った合理的な選択を行うことが可能となり、また、携帯電話事業者を乗り換えることについてのスイッチングコストが低下することにより利用者の流動性が向上する等の効果が見込まれ、その結果、MVNOを含めた事業者間での通信サービス面での競争が促進されることにより、通信料金の低廉化と通信サービスの高度化・多様化の実現が期待されていた。</p> <p>改正法の施行以降、MNO3社が低廉な新料金プランの提供を開始し、楽天モバイルやMVNOからも、低廉かつ多様な料金プランが数多く提供されるようになった。改正法施行後、新料金プランへの移行は着実に進展し、「新料金プラン」の契約数は約5,490万となり、通信料金についても、改正法施行時点と比べて、利用者による月々の携帯電話会社への通信料金の支払額は、▲42.0%となっている。また、利用者数のシェアについても、MNO3社以外のシェアの割合は、改正法施行当時と比べると約40%増加している。上記のとおり、事前評価時に見込まれた効果の発現が認められる。</p> <p><b>[効果予測との比較]</b>  事前評価時点と乖離はない。</p>
	<p><b>【便益(金銭価値化)の把握】</b></p> <p><b>[便益]</b>  (金銭価値化が可能でないため、該当せず)</p> <p><b>[便益推計との比較]</b>  -</p>
	<p><b>【「副次的な影響及び波及的な影響」の把握】</b></p> <p><b>[副次的及び波及的な影響]</b>  電気通信事業者間の適正な競争関係を阻害するおそれのある端末代金の補助等や過度な期間拘束契約を禁止することを通じて事業者間競争が促進される結果、利用者が多様で低廉なサービスを利用することが可能となるという影響が生じていることより、事前評価時にも想定していた期待すべき影響が出ていると認められる。</p> <p><b>[費用推計との比較]</b>  乖離はない。</p>
<p>考察</p>	<p>上記のとおり、追加的な遵守費用及び行政費用は発生していない。  また、「効果(定量化)の把握」に記載のとおり、料金の低廉化やサービスの多様化が進展するとともに、競争促進の必要性も認められる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、「通信料金と端末代金の分離」「行き過ぎた囲い込みの禁止」を引き続き継続することが適当である。  <b>【参考】競争ルールの検証に関する報告書2023</b>  <a href="https://www.soumu.go.jp/main_content/000900590.pdf">https://www.soumu.go.jp/main_content/000900590.pdf</a></p>
<p>備考</p>	